

# 酒々井町地域防災計画

令和元年度修正

共通編

第2章 災害予防計画



## 目 次

|                                |       |
|--------------------------------|-------|
| 第2章 災害予防計画                     | 共通-31 |
| 第1節 防災体制・防災拠点の整備               | 共通-31 |
| 1 初動活動体制の整備                    | 共通-31 |
| 2 町の防災拠点の整備                    | 共通-32 |
| 3 情報収集伝達体制の整備                  | 共通-34 |
| 4 り災証明書・被災証明書の交付体制の整備          | 共通-34 |
| 5 調査・研究                        | 共通-35 |
| 第2節 応援協力体制の整備                  | 共通-36 |
| 1 県外市町村との災害時における相互応援協定の推進      | 共通-36 |
| 2 関係団体・事業所等との協定締結              | 共通-36 |
| 3 広域避難の受入れ体制の整備                | 共通-36 |
| 第3節 職員の防災意識の向上                 | 共通-37 |
| 1 防災研修の実施                      | 共通-37 |
| 2 職員の家庭における安全対策の徹底             | 共通-37 |
| 3 マニュアルの作成                     | 共通-38 |
| 第4節 地域の防災力の向上                  | 共通-39 |
| 1 防災教育                         | 共通-39 |
| 2 防災訓練                         | 共通-40 |
| 3 自助の取組の推進                     | 共通-41 |
| 4 自主防災組織の強化                    | 共通-41 |
| 5 事業所等の防災体制の整備                 | 共通-42 |
| 第5節 応急対策の体制整備                  | 共通-44 |
| 1 消防力の強化                       | 共通-44 |
| 2 救急救助                         | 共通-45 |
| 3 応急医療体制の整備                    | 共通-45 |
| 4 給水体制・給水拠点の整備                 | 共通-46 |
| 5 緊急輸送体制の整備                    | 共通-47 |
| 6 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備 | 共通-47 |
| 7 廃棄物処理体制の整備                   | 共通-48 |
| 8 ボランティア受け入れのための環境整備           | 共通-49 |
| 第6節 災害に強いまちづくり                 | 共通-50 |
| 1 地震火災の防止                      | 共通-50 |
| 2 防災まちづくり                      | 共通-52 |
| 第7節 地盤災害の予防                    | 共通-55 |
| 1 土砂災害の防止                      | 共通-55 |
| 2 液状化対策                        | 共通-57 |
| 3 地盤沈下防止                       | 共通-57 |
| 4 地籍調査の推進                      | 共通-57 |
| 第8節 水害の予防                      | 共通-58 |
| 1 下水道の整備                       | 共通-58 |
| 2 流出抑制対策の推進                    | 共通-58 |

|      |                        |       |
|------|------------------------|-------|
| 3    | 浸水危険地区の周知 .....        | 共通-58 |
| 4    | 警戒避難体制の整備 .....        | 共通-59 |
| 5    | 道路の災害防止 .....          | 共通-59 |
| 6    | 農作物の水害予防対策 .....       | 共通-60 |
| 第9節  | 風害の予防 .....            | 共通-61 |
| 1    | 台風・竜巻等に関する知識の普及.....   | 共通-61 |
| 2    | 農作物等の風害防止対策 .....      | 共通-62 |
| 3    | 電力施設の風害防止対策 .....      | 共通-62 |
| 4    | 通信施設の風害防止対策 .....      | 共通-62 |
| 第10節 | 雪害の予防 .....            | 共通-63 |
| 1    | 道路の雪害防止対策 .....        | 共通-63 |
| 2    | 農作物等の雪害防止対策 .....      | 共通-63 |
| 3    | 電力施設の雪害防止対策 .....      | 共通-63 |
| 4    | 通信施設の雪害防止対策 .....      | 共通-63 |
| 第11節 | 備蓄・調達計画 .....          | 共通-64 |
| 1    | 備蓄体制の整備 .....          | 共通-64 |
| 2    | 輸送体制の整備 .....          | 共通-65 |
| 第12節 | 避難体制の整備 .....          | 共通-66 |
| 1    | 避難所等の指定 .....          | 共通-66 |
| 2    | 避難所の整備 .....           | 共通-66 |
| 3    | 避難路の整備 .....           | 共通-67 |
| 4    | 避難誘導體制の整備 .....        | 共通-67 |
| 5    | 施設管理体制の整備 .....        | 共通-67 |
| 第13節 | 要配慮者の安全確保のための体制整備..... | 共通-68 |
| 1    | 要配慮者の支援体制の整備 .....     | 共通-68 |
| 2    | 避難行動要支援者に対する対応 .....   | 共通-68 |
| 3    | 要配慮者全般に対する対応 .....     | 共通-69 |
| 4    | 社会福祉施設等における防災対策.....   | 共通-71 |
| 5    | 外国人への対応 .....          | 共通-71 |
| 第14節 | 帰宅困難者・滞留者対策 .....      | 共通-72 |
| 1    | 一斉帰宅の抑制 .....          | 共通-72 |
| 2    | 帰宅困難者の安全確保 .....       | 共通-73 |
| 3    | 帰宅支援対策 .....           | 共通-73 |
| 第15節 | 大規模事故災害対策 .....        | 共通-74 |
| 1    | 大規模火災対策 .....          | 共通-74 |
| 2    | 危険物等災害対策 .....         | 共通-74 |
| 3    | 航空機事故災害対策 .....        | 共通-75 |
| 4    | 鉄道事故災害対策 .....         | 共通-75 |
| 5    | 道路事故災害対策 .....         | 共通-75 |
| 6    | 放射性物質事故災害対策 .....      | 共通-75 |

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 防災体制・防災拠点の整備

町は、夜間・休日等の勤務時間外に大規模災害が発生し、通信の混乱等により職員間の連絡が途絶した場合であっても、定められた参集基準に基づき、職員が自身の判断で自主参集し、速やかに情報収集や災害対応に取り組むことのできる初動活動体制を整備する。

| 項目                    | 担当部署      |
|-----------------------|-----------|
| 1 初動活動体制の整備           | 各課        |
| 2 町の防災拠点の整備           | 総務課、各課    |
| 3 情報収集伝達体制の整備         | 総務課、各課    |
| 4 災害証明書・被災証明書の交付体制の整備 | 税務住民課、総務課 |
| 5 調査・研究               | 総務課       |

#### 1 初動活動体制の整備

災害発生初動期において、迅速かつ円滑な災害対応を実施するため、初動活動体制を整備する。

##### (1) 職員の参集体制

町域で災害が発生、又は発生するおそれのある場合、職員はあらかじめ定められた配備体制、又は所属長の指示により参集する。

##### (2) 執務環境の整備

###### ア 本部室の整備

震度 5 強以上の地震を観測、又は風水害等により町域に災害が発生した場合、非常体制をとり、災害対策本部を役場分庁舎 2 階多目的室に設置する。2 階多目的室には、ホワイトボード、地図、電話回線、モニター等の必要設備の確保を進める。

###### イ 各執務室の整備

各課は、町役場庁舎等の職員執務室の書棚やロッカー等の転倒、ガラスの飛散及び各種機器の転倒を防止する。

###### ウ 災害対策本部の代替施設の整備

役場分庁舎が大規模災害により被災し、災害対策本部を設置できなくなった場合を想定し、事前に災害対策本部の代替施設を選定する。

代替施設は、保健センター集団指導室とし、災害対策本部としての機能の整備を図る。

## エ 代替機能の確保

発災に伴う庁舎の停電、断水等に備え、非常用電源の確保、簡易トイレ等の物資の備蓄を充実させる。

## オ 災害対策要員（職員）用食料、飲料水

発災時に災害対応業務を行う職員のため、総務課は、食料、飲料水及び備品（必要な生活物資）を最低3日分程度備える。

### (3) 受援計画の策定

各課は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を定めた受援計画の策定に努める。

### (4) 業務継続計画（BCP）の更新

業務継続計画は、災害発生時のリスクのある中で町役場の業務が継続して行えるよう、災害時に優先して継続すべき業務を定め、必要な人、物の資源の準備や対応方針を定めた計画である。

総務課は、町の業務継続計画を継続的に更新し、平常時から各課・班のリスクの軽減を行えるように努める。

## 2 町の防災拠点の整備

各課は、総務課と連携して、災害対策本部設置施設以外にも、所管する公共施設等から災害時に食料・物資集配拠点等の防災拠点として使用する施設をあらかじめ選定し、耐震性の強化、物資の備蓄、非常用電源設備の整備等を促進する。

また、県等からプッシュ型支援が行われる場合を想定し、受援体制の整備を図る。

■防災拠点設置予定場所

| 種 類               |                      | 設置場所  | 備 考   |
|-------------------|----------------------|---|---|
| 本部                | 災害対策本部               | 分庁舎2階第2多目的室<br>代替施設：保健センター集団指導室                                     | —   |
|                   | 記者会見場                | 中央庁舎1階会議室   | 記者待機場所：役場食堂   |
| 避難                | 指定緊急避難場所             | 【資料4-3】『避難施設一覧』に記載  | —   |
|                   | 指定避難所                | 【資料4-3】『避難施設一覧』に記載  | —   |
|                   | 福祉避難所                | —   | 指定候補を検討中  |
|                   | 帰宅困難者支援<br>一時滞在施設    | プリミエール酒々井（文化ホール）  | —   |
| 活動<br>部隊          | 消防・自衛隊集結地            | 酒々井総合公園（野球場及び周辺）  | —<br>—  |
|                   | 相互応援市町村の詰所           | 生涯生活センター  | —   |
|                   | 臨時ヘリポート              | 酒々井小学校、大室台小学校、酒々井<br>中学校、東京学館高校野球場、中央台<br>公園、酒々井総合公園球技場、墨スポ<br>ーツ広場 | —<br>—  |
| 医療<br>救護          | 救護所                  | 保健センター  | —   |
| 生活・<br>ライフ<br>ライン | 食料・物資集配拠点            | 中央公民館講堂   | —   |
|                   | 給水拠点                 | 各指定避難所  | —   |
|                   | 災害ボランティアセン<br>ター     | 酒々井町役場庁舎敷地内   | 酒々井町社会福祉協議会   |
|                   | ペットの収容所              | 指定避難所グラウンドで確保   | —   |
|                   | 応急仮設住宅建設場所           | 酒々井小学校、酒々井中学校、中央台<br>公共用地、昭和公園、上岩橋地先                                | —   |
|                   | がれき等の仮置き場            | 墨スポーツ広場、上岩橋地先   | —   |
| 窓口                | 災害相談窓口               | 調査住民班（中央公民館2階研修室）   | —   |
| 調査・<br>証明         | 被災建築物応急危険度<br>判定実施本部 | まちづくり班（分庁舎1階まちづくり<br>班執務室）  | —   |
|                   | 被災宅地危険度判定実<br>施本部    | まちづくり班（分庁舎1階まちづくり<br>班執務室）  | —   |
|                   | 住家被害認定調査実施<br>本部     | 調査住民班（中央庁舎1階調査住民班<br>執務室）   | —   |
|                   | り災証明書発行場所            | 調査住民班（中央庁舎1階調査住民班<br>執務室）   | —   |
| 遺体                | 遺体安置所                | 酒々井コミュニティプラザ多目的ホー<br>ル  | —   |
|                   | 火葬場                  | 佐倉市・四街道市・酒々井町葬祭組合<br>（さくら斎場）  | 組合の斎場で火葬できない場<br>合は、「千葉県広域火葬計<br>画」（平成20年4月、千葉<br>県）に定めるところによる。 |

### 3 情報収集伝達体制の整備

#### (1) 非常通信訓練の実施

総務課は、県等との災害時等における非常通信の適正な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時から伝送の検証等の訓練を行う。

#### (2) 無線通信施設の整備

総務課は、電話等が一時的に途絶した場合に、情報の収集及び連絡体制が確保できるよう防災行政無線（固定系、移動系）の整備を図る。

また、揺れや停電に備えて、非常電源の確保、通信機器の固定等を行う。

#### (3) 情報伝達手段の整備

現在、町は、災害時に住民に迅速かつ的確な行動を促すため、防災行政無線（しすいメール配信サービス）、エリアメール、緊急速報メール及び広報車による情報伝達を行っている。

総務課は、公式 Twitter、Facebook 等、多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

### 4 り災証明書・被災証明書の交付体制の整備

#### (1) 被害調査実施体制の整備

税務住民課及び総務課は、平常時から住家等被害調査の担当者の育成、他の市町村等や民間団体との協定の締結、調査に必要な傾斜計、メジャー等の携帯物品の備蓄等、り災証明書の交付に必要な調査実施体制の整備を図る。

#### (2) 証明書交付体制の整備

税務住民課は、災害時の相談受付窓口、り災証明書・被災証明書交付窓口の担当職員の発行業務の習熟を図る等、り災証明書・被災証明書交付のための体制を整備する。また、迅速なり災証明書・被災証明書の交付を可能とする支援システム等の導入を検討し、災害時に遅滞なく発行できる体制の整備に努める。

【資料 4-19】 『被災証明書』 参照

【資料 4-20】 『り災証明書』 参照



## 5 調査・研究

### (1) 防災関係機関との情報交換

総務課は、国、都道府県、区市町村、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関と連携し、防災計画等の情報について、適宜、情報交換を行う。

### (2) 防災に関する図書・資料等の収集・整理

総務課は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理を行う。

### (3) 防災アセスメント調査の実施

総務課は、国及び県による地震被害想定や浸水想定区域の見直しが行われた場合や、町の社会環境が大きく変化した場合は、防災アセスメントを実施するとともに町の防災上の課題を整理し、防災広報や防災教育に活用する。

## 第2節 応援協力体制の整備

大規模災害時、町のみで災害対応を完遂することは困難と考えられるため、町は、他市町村との相互応援協定や民間事業者等との応援協定を締結する等、連携体制を整備する。

| 項目                        | 担当部署 |
|---------------------------|------|
| 1 県外市町村との災害時における相互応援協定の推進 | 総務課  |
| 2 関係団体・事業所等との協定締結         | 関係各課 |
| 3 広域避難の受入れ体制の整備           | 関係各課 |

### 1 県外市町村との災害時における相互応援協定の推進

町は、茨城県阿見町、静岡県御殿場市をはじめ、他の県外市町村との応援協定を締結している。

総務課は、今後も遠隔地との相互応援協定の締結を検討するとともに、災害事例等から必要に応じて協定内容の見直しや増強を進めていく。

【資料 2-1】『災害応援協定等一覧』参照

### 2 関係団体・事業所等との協定締結

災害時には防災関係機関のみならず、民間業者等や町内団体からの応援が必要となる事態も予想される。

関係各課は、物資の優先的供給を受ける等の協定内容を、関係団体・事業所等とあらかじめ協議し、協定締結の促進に努める。

【資料 2-1】『災害応援協定等一覧』参照

### 3 広域避難の受入れ体制の整備

現在、町を含む印旛郡の市町及び神崎町の10市町は、ひたちなか市と、原子力災害に備えたひたちなか市民の県外広域避難に関する協定を締結している。

関係各課は、町や県の区域を越えて広域避難の受入要請があった場合に備え、担当部署の選定や対応計画策定等の受入体制を整備する。

## 第3節 職員の防災意識の向上

災害発生時、自助・共助・公助の連携による災害対応が重要である。公助である町の応急対策活動を的確に実施するためには、町職員一人ひとりの防災意識の向上が重要である。

このため、町職員は、平常時から防災知識の向上と災害対応のための技能の習得を図るものとし、町は職員の防災力の向上を支援する。

| 項目                 | 担当部署 |
|--------------------|------|
| 1 防災研修の実施          | 総務課  |
| 2 職員の家庭における安全対策の徹底 | 各課   |
| 3 マニュアルの作成         | 各課   |

### 1 防災研修の実施

総務課は、職員に対する防災知識、役割の分担等に関する研修の実施に努める。

#### ■職員の防災研修の内容

- 防災知識の普及
  - ① 災害の基礎知識
  - ② 災害に対する地域の危険性の把握
- 町の防災対策
  - ① 災害対策活動の概要
  - ② 防災関係職員としての心構え
  - ③ 課、班内での役割の分担
  - ④ 防災行政無線移動系の取扱方法
  - ⑤ 災害情報収集・伝達の要領、報告書式の活用

### 2 職員の家庭における安全対策の徹底

町職員の家庭における安全対策が不十分であると、職員自身の負傷、家族の負傷等により職員としての防災活動が困難になることが想定される。

そのため、職員の家庭における家屋の保守点検、非常持ち出し品の用意等が徹底されるよう、定期的に職員に安全対策の実施を促す。

家庭における主な安全対策は、次のとおりである。

- ① 家具の配置を見直し、家具類や家電製品等の転倒、落下及び移動を防止する。
- ② 家族その他の緊急連絡を要する者と、災害時の連絡方法を確認する。
- ③ 「災害用伝言ダイヤル 171」等の利用方法を確認する。
- ④ 備蓄を行う（最低 3 日間分を目標とする。）とともに非常持ち出し品の点検を行う。特に、食料や飲料水等を普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリング備蓄」を導入する。

- ⑤ 家屋の耐震性や必要な補強等を確認する。
- ⑥ 指定避難所、安全な避難経路、消火器の設置場所及び操作方法を確認する。

### 3 マニュアルの作成

各課は、災害発生時の応急対策を迅速かつ的確に行うため、所掌する応急対策業務の実施手順や要員等について検討し、必要に応じて業務実施のためのマニュアルを作成する。

総務課は、各課のマニュアル作成を支援する。



## (2) 教育における防災知識の普及

こども課及び学校教育課は、総務課と連携して、園児・児童生徒の防災教育について、普及を図る。

防災教育の推進に当たっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」（平成31年度）に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開する。

## (3) 過去の災害教訓の伝承

総務課は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に閲覧できるよう公開に努める。

自主防災組織等は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

## 2 防災訓練

災害を未然に防止するとともに、災害発生時の被害を最小限に食い止めるためには、地域住民による防災活動が重要である。町では、自主防災組織、事業所、防災関係機関等と協力し、防災訓練を実施する。

### (1) 総合防災訓練

総務課は、各課と連携して、大規模な地震、火災等を想定した計画のもとに、佐倉市八街市酒々井町消防組合（以下「消防組合」という。）、自主防災組織、ボランティア（NPO）組織及び学校等と連携し、実践的な総合防災訓練を実施する。

#### ■ 総合防災訓練の種類

- |  |                                |
|--|--------------------------------|
| <input type="radio"/> 災害対策本部設置・運営訓練    | <input type="radio"/> 非常参集訓練   |
| <input type="radio"/> 情報収集・伝達・広報訓練     | <input type="radio"/> 緊急通信確保訓練 |
| <input type="radio"/> 避難誘導訓練           | <input type="radio"/> 初期消火訓練   |
| <input type="radio"/> 救出・救護訓練          | <input type="radio"/> 救援活動訓練   |
| <input type="radio"/> 交通対策訓練           | <input type="radio"/> 応援要請訓練   |
| <input type="radio"/> 災害ボランティアセンター設置訓練 |                                |

### (2) その他の防災訓練

総務課は、印旛地区水防管理団体連合会主催の水防訓練や防災関係機関と行う非常通信訓練等を実施する。

学校、保育園等は、児童生徒等の避難訓練を実施する。

総務課及び健康福祉課は、成田国際空港航空災害対策協議会の活動方針に基づき、空港会社、周辺市町村、県及びその他関係機関が行う航空機災害に関する訓練に参加する。

### 3 自助の取組の推進

住民は、「自らの命は自ら守る」を基本原則として、平常時から非常持出品の準備等、災害に備えた取組を推進する。

総務課は、住民の取組の助言をする。

#### ■自助のための取組

| 項目        | 内容  |
|-----------|---|
| 家庭内備蓄     | 最低3日間の食料、水の備蓄を行う。<br>各自が必要な非常持出品（常備薬、生活用品、貴重品等）を準備しておく。   |
| 家庭内の安全確保  | 家具や大型家電製品の固定等により、地震による転倒を防止する。<br>住宅用火災警報器を設置する。<br>旧耐震基準の木造家屋については、耐震診断を実施する。                      |
| 地域の危険性把握  | ハザードマップにより、周辺の危険地域を確認しておく。<br>ブロック塀・屋外落下物等、屋外の危険箇所を把握しておく。  |
| 避難        | 近隣の避難所と避難所までの経路（避難路）を確認しておく。<br>緊急時の家族との連絡方法を決めておく。<br>災害用伝言ダイヤル171、携帯電話災害用伝言板、web171等の利用方法を確認しておく。 |
| 帰宅困難対策    | 「むやみに移動を開始しない」等の基本原則と帰宅困難となった場合の対処方法を確認しておく。<br>徒歩帰宅に備え、スニーカーやリュック等を勤務先に用意しておく。                     |
| 防災関連情報の入手 | しすいメール配信サービスに登録し、防災情報を入手できるようにしておく。   |
| 防災訓練への参加  | 町が行う防災訓練に積極的に参加し、初期消火方法、救命救護方法等を習得する。   |

### 4 自主防災組織の強化

#### (1) 自主防災組織のあり方

地域における防災は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との共助としての考えから、自治会等により、予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要である。特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護の支援を行う。

総務課は、地域住民が行う防災活動を推進するため、自治会等を単位として自主防災組織の育成を図る。

自治会、自主防災組織等は、地域の集会所等を一時避難所として活用することを想定し、資機材の確保及び防災訓練の実施等を検討するとともに、総務課は、自治会、自主防災組織等の活動を支援する。

#### (2) 自主防災組織の結成促進

総務課は、自主防災組織の結成を促進する。

#### ■自主防災組織結成促進のための留意事項

- 自主防災組織は、効果的な活動を行えるよう、地域の実情にあった組織づくりに努める。
- 地域内の事業所等と協議の上、地域内の事業所等の防災組織と自主防災組織の連携を図る。
- 地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を構成する。このため、各自主防災組織の構成員の属性をあらかじめ調査し、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進していくこと等で構成員の調整を図る。
- 自主防災組織には、平常時から地域活動に大きな役割を果たしている女性の参画を求め、女性の経験や能力を活用できるようにする。さらに、女性でも十分な活動ができるよう各種資機材の整備に努める。

【資料1-8】『自主防災組織』参照

### (3) 自主防災組織の活動支援

総務課は、自主防災組織が十分な能力を発揮できるよう教育、研修等を実施するとともに、「自主防災組織の手引き」等のパンフレットを配布し、自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発する。

総務課は、自主防災組織に対して、防災活動の技術的指導、助言を実施し、組織的活動を支援する。特に、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験・能力を活用する。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員児童委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりが必要であり、県及び町は協力してこれを促進する。

#### ■自主防災組織の活動

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 平<br>常<br>時           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみの防災意識の醸成、家庭内の安全対策）</li> <li>○ 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）</li> <li>○ 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練）</li> <li>○ 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検）</li> <li>○ 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備）</li> <li>○ 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など）</li> <li>○ 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）</li> </ul> |
| 災<br>害<br>発<br>生<br>時 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報の収集及び伝達（被害の状況、警報等の発令状況、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など）</li> <li>○ 出火防止、初期消火</li> <li>○ 救出・救護（救出活動・救護活動）</li> <li>○ 避難（避難誘導、避難所の運営等）</li> <li>○ 給食・給水（避難所等での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）</li> </ul>   |

#### ア 人材育成の支援

総務課は、自主防災組織に対し、研修会等を実施し、防災に関する基本的な知見を兼ね備えた地域防災リーダーの育成を図る。

また、県と連携し、大規模災害発生時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う災害対策コーディネーターの養成を促進する等、共助の中核となる人材育成を促進する。

#### イ 地区防災計画の策定支援

総務課は、地区防災計画の策定について、制度の周知に努めるとともに、自主防災組織等による計画策定の提案があった場合は、地域の特性、防災活動の目的やレベルに応じ、行政関係者や学識経験者等の専門家による支援を行う。

## 5 事業所等の防災体制の整備

### (1) 防災・防火管理体制の強化

学校、店舗等多数の人が出入りする施設について管理権原を有する者は、「消防法」（昭



和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号) 第 8 条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行う。消防組合は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

雑居ビル等の防災体制については、「消防法」第 8 条の 2 の規定により、統括防火管理体制の確立、自衛消防組織の設置等、災害発生時に防災体制がとれるよう指導する。

また、多数の人が利用する大規模建築物等については、「消防法」第 36 条の規定により防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられている。消防組合は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

## (2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設等の管理者は、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスは、爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合に、防災機関のみでは十分な対応が図られないことが考えられる。このため、消防組合は、危険物施設等の管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

## (3) 中小企業の事業継続計画の作成

総務課は、災害等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画 (BCP) の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

## 第5節 応急対策の体制整備

大規模災害時、消防活動、救急救助活動、医療救護活動等、人命を守るための緊急対応活動を関係機関等と連携し、最優先で実施することが重要である。

そのため、町及び防災関係機関は、平常時から緊急対応活動のための準備に努める。

| 項目                             | 担当部署                   |
|--------------------------------|------------------------|
| 1 消防力の強化                       | 消防組合、総務課               |
| 2 救急救助                         | 消防組合、総務課               |
| 3 応急医療体制の整備                    | 健康福祉課                  |
| 4 給水体制・給水拠点の整備                 | 上下水道課、総務課              |
| 5 緊急輸送体制の整備                    | 総務課、経済環境課、まちづくり課、企画財政課 |
| 6 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備 | まちづくり課                 |
| 7 廃棄物処理体制の整備                   | 経済環境課、総務課、上下水道課        |
| 8 ボランティア受け入れのための環境整備           | 住民協働課、総務課、酒々井町社会福祉協議会  |

### 1 消防力の強化

消防組合は、大規模化及び多様化する災害に備えて、どのような災害の態様に対しても消防力を最大限有効に活用する消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図る。

#### (1) 消防資機材等の整備

消防組合は、消防車両、装備、資機材を耐用年数に応じて更新するとともに、点検を行い必要に応じて修理・補充を行う。また、宅地開発等に伴う地域環境の変化に対応するため、「消防力の整備指針」（平成31年3月、消防庁）に基づき、資機材・設備等の充実、職員の適正な確保、配置に努める。

#### (2) 消防団の強化

総務課は、消防団の強化・活性化を図るため、資機材等の装備の整備拡充を図る。また、以下の点に留意して消防団員の確保を図る。

- ① 消防団に関する住民意識の高揚
- ② 処遇の改善
- ③ 消防団の施設・装備の改善
- ④ 女性消防団員の確保の検討
- ⑤ 機能別消防団員の確保の検討

### (3) 消防水利の整備

総務課は、災害時の断水に備え、耐震性貯水槽等の整備や自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。

### (4) 広域応援体制の整備

消防組合は、「消防組織法」（昭和22年12月23日法律第226号）第39条の規定による千葉県広域消防相互応援協定の運用について、相互の連絡体制等を把握し、各種災害に迅速対応ができるようにする。

また、消防組合は、「千葉県消防広域化推進計画」（平成20年2月、千葉県）に基づいた迅速かつ的確な広域応援を市町村間で実施するため、県、市町村との定期的な協議、情報通信手段の確保、情報受伝達訓練等の各種訓練の実施及び応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新等を行う。

## 2 救急救助

### (1) 救急救助体制の整備

消防組合は、災害時の多数の救急救助要請に備え、消防職員の専門知識、救急救助技術の向上及び救急救命士等の資格取得等隊員の教育訓練を実施するとともに、救急救助用資機材の整備、備蓄を推進し、災害の規模等に応じた出動ができるよう救急救助体制の整備を図る。

### (2) 救急医療情報通信体制の整備

消防組合は、救急指定病院等との相互の情報通信機能を確保し、医療情報を常時把握するよう努める。

また、千葉県広域災害・救急医療情報システム等を基に、医療機関との協力体制を確立する。

### (3) 住民の自主救護能力の向上

総務課及び消防組合は、住民の自主救護能力を向上させるために救命講習等を実施し、応急手当の知識・技術の普及活動の推進を図る。

## 3 応急医療体制の整備

### (1) 医療救護体制の整備

健康福祉課は、災害時に備えて、県、日赤千葉県支部、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会と協議し、迅速な応急医療体制を整備するために、医師会等との連絡、救護班の編成等の体制の確立に努める。

■医療救護体制の整備に関する事項

- 救護所・避難所の整備
- 医療救護活動に関するコーディネーター等の選任
- 医薬品等の備蓄
- 研修会・訓練の実施 等

(2) 後方医療体制の整備

健康福祉課は、災害等による負傷者の同時多発的な発生に対して、迅速かつ適切な救命医療が行われるよう、町内及び周辺地域の収容医療機関とのネットワーク化に努める。

(3) 医薬品・医療用資器材の確保

健康福祉課は、初動医療活動に必要な医薬品・医療用資器材を印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、印旛郡市薬剤師会等と連携して備蓄配備の推進に努めるとともに、災害時の調達手段も検討する。

## 4 給水体制・給水拠点の整備

(1) 給水体制の整備

上下水道課は、民間事業者等と連携し、災害時の協力要請、応急活動の実施要員の派遣等について事前に協議し、災害時の協力体制を整備する。

総務課及び上下水道課は、自治会、自主防災組織等に、貯水及び給水に関する啓発を行う。

(2) 給水体制の多重化

給水所を設定し、給水車等による給水を行う拠点給水方式及びポリタンク等を活用した運搬給水方式で給水を行う。上下水道課は、これら方式による給水の実施体制を整備する。

また、給水拠点として暫定防災井戸等を活用し、給水体制の多重化を図る。

(3) 給水拠点・給水資器材の調達体制の整備

総務課は、暫定防災井戸等を災害時の給水拠点として確保する。

総務課及び上下水道課は、消火栓の場所等を把握するとともに、仮設給水栓を設置する体制を整備する。また、長時間又は多量の水を要する場合もあることから、仮配管及び仮設給水栓を設置する体制を整備する。

総務課及び上下水道課は、給水車及びタンク車から被災者へ給水する場合、ポリタンク、給水袋等が必要であるため、応援団体の協力を得て調達体制を整備する。

## 5 緊急輸送体制の整備

### (1) 緊急輸送道路の指定

総務課は、県の緊急輸送道路と防災拠点となる施設を結ぶ道路を、町緊急輸送道路として指定する。

また、緊急輸送を効果的に実施するために、佐倉警察署との連携を図るとともに、住民には自家用車両使用の自粛、発災時の運転車両の措置方法等の啓発を図るほか、広報紙等により災害時の緊急輸送道路の周知を図る。

### (2) 輸送拠点の整備

総務課は、救援物資の受け入れ及び管理を行うための食料・物資集配拠点を指定し、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所等について検討する。

総務課は、経済環境課と連携し、指定した施設を県に報告するとともに、物資等の保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所の使用方法等について、民間物流事業者、NPO、自主防災組織等との連携も検討し、体制の整備を図る。

### (3) 臨時ヘリポートの指定

総務課は、物資や傷病者の搬送のために、臨時ヘリポートの指定及び見直しを行う。その際には、避難所や応援部隊の集結地など機能の違う防災拠点と重複しないよう留意する。

### (4) 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備

#### ア 道路啓開用資機材及び車両

まちづくり課は、建設業組合等との協定に基づき、道路の啓開作業に必要な資機材及び車両等を調達できるように協力体制を整備する。

#### イ 緊急通行車両等

企画財政課は、災害発生時の物資の輸送等で使用する車両の確保、緊急通行車両の事前届出、燃料の調達等体制を整備する。

## 6 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制の整備

### (1) 被災建築物応急危険度判定体制の整備

まちづくり課は、災害時に、町内在住の応急危険度判定の有資格者を確保して早急な被災建築物応急危険度判定を実施するため、関係団体等との協定締結に努める。

まちづくり課は、判定に関する実施計画の作成、判定業務に習熟した人材の養成、判定のための資器材の確保に努める。また、県主催の応急危険度判定士に関する講習会の周知及び参加の呼びかけに努める。

## (2) 被災宅地危険度判定体制の整備

まちづくり課は、災害時に、被災宅地危険度判定を円滑に行うため、被災宅地危険度判定士の派遣を要請する県との相互連絡体制を整備する。

まちづくり課は、判定に関する実施計画の作成、判定業務に習熟した人材の養成、判定のための資器材の確保に努める。また、また、県の被災宅地危険度判定士に関する講習会の周知及び参加の呼びかけに努める。

## 7 廃棄物処理体制の整備

大規模災害時には、大量のゴミやがれきが発生し、また、廃棄物処理施設が被害を受けることが予想される。こうした事態への対応を想定し、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月、環境省）、「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」（平成25年3月、千葉県）及び「千葉県災害廃棄物処理計画」（平成30年3月、千葉県）に基づき、災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理マニュアルを策定し、迅速かつ適正な廃棄物処理体制の整備を図る。

また、上下水道施設の被害により水洗トイレが使用できない事態に備え、仮設トイレを確保する等、し尿処理体制を整備する。

### (1) 廃棄物処理体制の整備

#### ア 災害廃棄物処理計画の策定

経済環境課は、各種指針、ガイドラインとの整合を図りつつ、災害廃棄物処理計画を策定する。

#### イ 関係機関との協力体制の整備

経済環境課は、災害廃棄物処理を迅速かつ的確に実施するために、関係機関との協力体制を整備する。

#### ウ 仮置き場の選定

経済環境課は、町の被害が甚大になることが想定される場合、上岩橋地先内の町所有地を、仮置き場として活用する。

### (2) し尿処理体制の整備

総務課、経済環境課及び上下水道課は、災害時に下水道施設、し尿処理施設等が被災した場合の応急措置及び指定避難所のし尿処理を実施する体制を整備する。

#### ア マンホールトイレの設置検討・運用管理

総務課は、過去の災害でも発災後の比較的早い段階から使用され、悪臭が少ないとされているマンホールトイレの設置を検討する。

経済環境課は、災害時のマンホールトイレを円滑に運用管理するため、民間事業者との連携、マンホールトイレの設置等、運用管理体制を整備する。

## イ 災害用仮設トイレの整備・運用管理

総務課は、災害時に下水道施設やし尿処理施設等が被害を受けることを想定し、避難所に配備するための災害用仮設トイレを整備する。また、災害用仮設トイレを確保するため、民間事業者との協定の締結を推進する。

経済環境課は、災害用仮設トイレを円滑に運用管理するため、民間事業者との連携、災害仮設トイレの設置等、運用管理を整備する。

## ウ し尿の運搬管理体制の整備

経済環境課は、災害が長期化し、避難所の災害用仮設トイレの収容量に限界が来ることを想定し、し尿の運搬・管理体制の整備を図る。

## エ 下水道施設等の応急措置

上下水道課は、災害時に下水道施設が被災した場合の応急措置体制の整備を図る。

# 8 ボランティア受け入れのための環境整備

## (1) 受入体制等の整備

住民協働課及び酒々井町社会福祉協議会は、災害時に設置する災害ボランティアセンターを運用するための資器材の整備、人員の配置、受入手順の整備等、ボランティアの受入体制の整備を図るとともに、県社会福祉協議会との連携や、町内ボランティア組織等へ協力要請に努める。

## (2) 人材の育成

### ア ボランティア及びNPO法人の位置付け

救援物資の運用、清掃、炊出し等を想定した一般ボランティア・NPO法人と、医師、被災建築物応急危険度判定士、通訳、介護士、社会福祉士等を想定した専門ボランティア・NPO法人に区分し、住民協働課及び酒々井町社会福祉協議会は、県社会福祉協議会等から一般又は専門ボランティア・NPO法人に関する情報の収集に努める。

### イ ボランティアコーディネーターの養成

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、関係者の連携や連絡調整の中心的な役割を担うボランティアコーディネーターが必要である。

総務課、住民協働課及び酒々井町社会福祉協議会は、県、日本赤十字社千葉県支部等主催の研修会や講習会への参加を促し、ボランティアコーディネーターの養成を進める。

### ウ ボランティア団体等との連携強化

防災訓練に住民とボランティア団体等の参加を求め、町、ボランティア等の連携体制を強化する。

## 第6節 災害に強いまちづくり

災害による町域の被害を最小限とするため、避難場所、避難路の確保・整備等を推進するとともに、耐震改修の推進体制を整備し、施設構造物等の耐震性の向上に積極的に取り組む。生活に密接に関連する公共施設等は、計画的に耐震性の向上を図るとともに、代替性の確保等により、総合的に機能の確保を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

| 項目        | 担当部署   |
|-----------|--|
| 1 地震火災の防止 | 総務課、生涯学習課、消防組合、県防災危機管理部  |
| 2 防災まちづくり | 総務課、まちづくり課、上下水道課、関係各課、東京電力パワーグリッド株式会社、東京ガス株式会社、LPガス販売業者、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社 |

### 1 地震火災の防止

#### (1) 出火の防止

##### ア 一般家庭に対する指導

消防組合は、自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方法について指導を行い「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

また、未設置住宅に対する火災警報器の設置促進、防災製品の活用等の啓発を図る。

##### イ 防火対象物の防火・防災管理体制の確立

消防組合は、防災管理者選任義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者、防災管理者の選任を期すとともに、小規模防火対象物についても、災害に対する事前対策と災害発生時の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火・防災管理体制の確立を図る。

また、複数の用途が存在し、管理権原が分かれているビル等の防災体制については、統括防火（防災）管理体制が確立されるよう指導するとともに、災害時には、各事業所の協議により選任した統括防火（防災）管理者が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

##### ウ 予防立入検査の強化指導

消防組合は、「消防法」第4条及び第4条の2の規定による立入検査を強化し、防火対象物の用途に応じた計画的な立入検査等を実施し、防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努める。



## エ 危険物施設等の保安監督の指導

県防災危機管理部及び消防組合は、「消防法」の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導する。

また、「消防法第 16 条の 5」の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

「佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例」（昭和 47 年 10 月 19 日条例第 20 号）の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

## オ 消防同意制度の活用

消防組合は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、「消防法」第 7 条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

## カ 住宅用防災機器の設置

消防組合は、消防法第 9 条の 2 の規定に基づく住宅用防災機器等の設置義務化に基づき、全ての住宅(寝室、階段等)に住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備を設置するように指導する。

## キ 化学薬品等の出火防止

消防組合は、出火等のおそれのある化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に行い、保管の適正化の指導を行う。

## (2) 火災予防についての啓発

消防組合は、春季・秋季火災予防運動期間において、火災予防思想の普及のため、次の啓発活動を実施する。

- ① 火災予防運動を住民に周知するため、火災予防運動期間中に広報紙・防災行政無線等を活用した広報を実施する。
- ② 防火管理者講習会、防火座談会、防火映画会等を開催する。
- ③ 危険物施設、建築物、危険物輸送車両等の査察を実施する。
- ④ 商業施設、学校、保育所、病院等の消火・避難訓練を行う。
- ⑤ 家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。
- ⑥ 地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及、初期消火訓練の指導を行う。

## (3) 文化財の防火対策

生涯学習課は、消防組合と連携して、文化財管理者に対し文化財の防火対策を指導する。

## 2 防災まちづくり

### (1) 市街地の整備

まちづくり課及び上下水道課は、災害による被害の軽減を図るため、安全な市街地の形成とともに、道路、上下水道等、ライフラインの整備に努めるとともに、安全で快適な住環境をもつ町とするため、公共施設の整備、土地利用の適正な誘導を図る。

特に、要配慮者の視点を踏まえて整備を行うように指導する。

### (2) 都市空間の保全

都市公園は、災害時における避難場所、あるいは延焼を防止するオープンスペースとしての役割も高い。そのため、まちづくり課は、避難者等の安全確保や救護活動、物資集積等の拠点としての機能を備えた公園としての整備を図る。

また、緑地は延焼防止や輻射熱からの遮断帯機能を有しているため、地域の特性を踏まえ公園や道路等への公共緑化を推進する。

その他に総務課は、大規模支援受け入れ可能な防災スペースの確保に努める。

### (3) 建築物不燃化の促進

まちづくり課は、市街地における延焼防止を図るため、建築物が密集し災害により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

また、「建築基準法」（昭和25年5月24日法律第201号）第22条による屋根不燃化区域の指定を行い、延焼防止措置を推進する。

まちづくり課は、大規模災害に伴い発生する火災から住民の生命・財産を守るため、避難場所・避難路の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

### (4) 建築物等の耐震化

#### ア 既存建築物の耐震診断・耐震性向上

まちづくり課は、「酒々井町耐震改修促進計画」に基づき、国の住宅・建築物耐震改修等事業等の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震診断技術の普及、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震改修等促進のための施策を推進する。

また、緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努めるとともに、それらの建築物に関しては、情報の共有化を図るためデータベースを整備し、耐震改修等の進捗管理に努める。

#### イ 公共施設の耐震化

関係各課は、「酒々井町耐震改修促進計画」に基づき、公共施設の耐震化を推進する。なお、小中学校及び保育園は、全ての施設の耐震化が完了している。

## ウ 連絡協議体制の整備と普及・啓発の推進

まちづくり課は、県及び県下市町村で設立した千葉県建築防災連絡協議会の活動を通し、既存建築物の災害対策等に関する町民への普及、啓発のための施策等を推進するとともに民間の建築関係団体との連携強化に努める。

## (5) 生活空間の危険性の除去

### ア ブロック塀等対策

まちづくり課は、県と連携して「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」（昭和58年9月）に基づき、ブロック塀や石塀等の倒壊による生命・身体への被害を防止し、災害時の避難活動や消防活動等の妨げにならないように、住民への知識の普及、施工業者への指導等を実施する。

### イ 落下物・倒壊物対策

まちづくり課は、県と連携して「千葉県落下物防止指導指針」（平成2年11月、千葉県）に基づき、窓ガラス等の落下による歩行者等の被害を防止するため、所有者、管理者に対し指導を行い、改善を促進する。

### ウ 家具・大型家電の転倒防止

まちづくり課は、家具・大型家電の転倒による被害を未然に防ぐため、「酒々井町耐震改修促進計画」に基づきホームページ、広報紙、防災イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発に努める。

## (6) 道路・橋梁等の整備

### ア 道路

まちづくり課は、災害時の通行を確保するため、防災上重要な路線を重点的に、新設、拡幅整備を推進するほか、必要な補修を計画的に実施する。

### イ 橋梁

まちづくり課は、重要路線の橋梁の点検を優先的に実施し、地震動・液状化等への安全性に配慮した安全点検の実施と耐震補強を実施する。

### ウ 河川

まちづくり課は、県等の河川管理者に対し、河川施設の点検及び補修の実施を要請するとともに河川改修を促進するよう努める。

## (7) ライフライン施設の耐震化

各ライフライン事業者は、事業計画等に基づき施設の耐震性及び代替性の確保等の対策を推進する。

#### ア 上下水道施設

上下水道課は、水道施設の耐震性の向上を図るとともに、広域的バックアップ体制や緊急時における給水能力の強化等を図る。

また、下水道施設は、ポンプ施設及び管路施設についての耐震性の向上を図る。

#### イ 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、災害時における電力供給確保の観点から、電気事業者が実施する電力施設の耐震性の確保及び代替電力の確保に協力して、これらの推進に努める。

#### ウ ガス施設

東京ガス株式会社は、ガス供給設備などのガス施設そのものを災害に強いものとするとともに、供給系統の多重化・拠点の分散、臨時供給設備の整備、緊急遮断装置の設置を推進することにより、二次災害の発生の防止に努める。

#### エ 液化石油ガス

L Pガス販売業者は、県の指導により転倒・転落防止措置、マイコンメーター等の安全器具の普及、災害時のバルブ等開閉措置の啓発等を図る。

#### オ 通信施設

災害時においては、迅速かつ的確な情報の収集・伝達並びに混乱の発生を防止する上で、通信機能の果たす役割は非常に大きい。東日本電信電話株式会社、株式会社 NTT ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI 株式会社及びソフトバンク株式会社は、通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう二次的な通信施設の整備を図る。

## 第7節 地盤災害の予防

土砂災害防止法に基づき、指定された土砂災害警戒区域等に対して、避難情報等を伝達するため、危険区域等の周知、警戒避難体制及び要配慮者への支援体制の整備を行う。

| 項目        | 担当部署         |
|-----------|--------------|
| 1 土砂災害の防止 | 総務課、まちづくり課   |
| 2 液状化対策   | まちづくり課、上下水道課 |
| 3 地盤沈下防止  | 経済環境課        |
| 4 地籍調査の推進 | まちづくり課       |

### 1 土砂災害の防止

#### (1) 土砂災害危険箇所の公表

総務課は、県が調査した土砂災害危険箇所について、防災マップの作成、広報紙への掲載、パンフレットの配布等により、住民等に周知徹底を図る。また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るため、防災訓練の実施に努める。

【資料 4-1】『土砂災害危険箇所（急傾斜）』参照

#### (2) 土砂災害警戒区域等における対策

##### ア 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として土砂災害防止法施行令で定める基準に該当するものを知事が町長の意見を聴いた上で指定する。

【資料 4-2】『土砂災害警戒区域』参照

##### イ 要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

平成 29 年の土砂災害防止法の改正に伴い、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）においては、酒々井町地域防災計画へ名称や所在地を記載するとともに（土砂災害防止法第 8 条）、当該施設利用者の土砂災害に対する円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、当該施設管理者等に避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている（土砂災害防止法第 8 条の 2）。

総務課及び関係各課は、施設管理者に対し、土砂災害に関する情報の伝達方法を定めるとともに、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、積極的に支援を行う。

【資料 4-4】『要配慮者利用施設一覧』参照

## ウ 土砂災害警戒区域等の周知

総務課及びまちづくり課は、住民が土砂災害警戒区域等における土砂災害の危険性を理解し避難できるようにするため、土砂災害警戒区域、避難場所・避難経路、要配慮者利用施設等を記載したハザードマップを作成する等の周知に努める。

### (3) 警戒避難体制の整備

総務課及びまちづくり課は、土砂災害防止法に基づき、次の対策を推進する。

#### ア 土砂災害に関する情報の収集

まちづくり課は、平常時から土砂災害危険箇所を巡視することにより、危険箇所の状況把握に努める。

総務課及びまちづくり課は、気象・雨量情報、土砂災害警戒情報とそれを補足する情報等の防災情報を収集し、土砂災害発生の兆候の把握に努める。

#### イ 避難勧告等の発令体制の整備

総務課及びまちづくり課は、主として次の項目に留意して土砂災害に対する避難勧告等の発令体制を整備する。

##### ■避難勧告等の発令に関する留意事項

- 防災情報の伝達に当たっては、防災行政無線（しすいメール配信サービス）、エリアメール、緊急速報メール、広報車等を用いて、避難勧告等の防災情報の伝達に努める。
- 土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本とする。避難勧告等の発令は夜間であっても、躊躇することなく行うことを基本とするが、できる限り、夕方の時点における夜間の降雨予測情報等を活用し、早めの避難勧告や避難準備情報等を発令する。
- 避難勧告等の発令単位は、迅速・的確に避難勧告等を発令できるようあらかじめ設定する。
- 大雨警報や土砂災害警戒情報の解除を目安として、気象状況及び現地状況を十分確認した上で避難勧告等を解除する。

## ウ 急傾斜地崩壊対策

### ① 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、区域の指定を行う場合には、町と協議の上、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下、急傾斜地法という。）」（昭和44年7月1日法律第57号）の規定により急傾斜地崩壊危険区域の指定を行う。

##### ■急傾斜地崩壊危険区域指定基準

- 次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの
- 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
  - 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
  - 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

【資料 4-1】『土砂災害危険箇所（急傾斜）』参照

### ② 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、「急傾斜地法」に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、「建築基

準法」及び「千葉県建築基準法施行条例」（昭和36年千葉県条例第39条）、「千葉県建築基準法施行細則」（昭和39年3月12日規則第12号）に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限の徹底を図る。

### ③ 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められ、かつ、「急傾斜地法」に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。また、県単緊急急傾斜地崩壊対策事業及び町が行う防止工事に対し、県費助成を行う。

### ④ 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備の向上

県は、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、「急傾斜地法」第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、「要配慮者関連施設に係る危険箇所」、「避難所や避難路を有する危険箇所」、「崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所」について重点的に施設整備を実施する。

## エ 宅地造成地災害対策

県は、宅地造成工事の施工にあたっては、関係法令等の基準に基づき規制区域の指定等、宅地工事の指導を行う。

## 2 液状化対策

防災アセスメント調査（平成24年3月）によれば、町内においては、干拓地や谷埋め盛土など、低地を埋めた地域で液状化の可能性が高い領域が分布している。また、平成23年東北地方太平洋沖地震では、町内において液状化の発生が報告されている。

液状化現象の発生が想定される地域において、まちづくり課は、住民に対して、液状化に関する知識の普及に努める。

上下水道課は、「酒々井町水道事業ビジョン」（平成29年3月）に基づき、計画的な管路の耐震化計画を策定し、管路の耐震化率の向上に努めるとともに、液状化現象により、水道管からの漏水等の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

## 3 地盤沈下防止

経済環境課は、県と連携して、「千葉県環境保全条例」（平成7年3月）及び「酒々井町公害防止条例」（昭和51年6月）に基づき、沈下の原因である地下水汲み上げの規制について指導を行う。

## 4 地籍調査の推進

まちづくり課は、災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、国土調査事業十箇年計画に基づき、県の支援を受けた地籍調査の実施を検討する。

## 第8節 水害の予防

平成25年に発生した台風26号では、中川、高崎川の流域で広範囲にわたり家屋の浸水や道路の冠水があったほか、がけ崩れも発生した。

このような経験を教訓として、水害の予防と被害の軽減を図るため、町及び河川管理者は、町域の河川や水路等の危険箇所を把握し、整備を促進する。また、町は、雨水流出抑制の総合的な対策を進めるとともに、適切な維持管理を行い、浸水被害の未然防止を図る。

| 項目           | 担当部署         |
|--------------|--------------|
| 1 下水道の整備     | 上下水道課        |
| 2 流出抑制対策の推進  | まちづくり課、上下水道課 |
| 3 浸水危険地区の周知  | 総務課、関係各課     |
| 4 警戒避難体制の整備  | 総務課、まちづくり課   |
| 5 道路の災害防止    | まちづくり課       |
| 6 農作物の水害予防対策 | 経済環境課        |

### 1 下水道の整備

上下水道課は、公共下水道事業について、既存市街地での整備、雨水幹線の維持管理を行う。

### 2 流出抑制対策の推進

中川流域では、河道改修及び調節池の整備と水循環系の再生を図る雨水貯留浸透施設の整備等を併せ持つ総合的な治水対策を推進する。

まちづくり課及び上下水道課は、中小河川、排水路について大雨時の流出を軽減するために、開発等の計画時において、調整池の設置を指導する。その他の住宅の建設においては、浸透枳等の設置指導を強化し、河川、水路への流出量を抑制する。

### 3 浸水危険地区の周知

#### (1) 浸水危険地区の周知

総務課は、国や県が公表した浸水想定区域図に基づき、水害の危険箇所、指定避難所、洪水予報等の伝達方法等を記載したハザードマップを作成・配布し、住民に周知する。

#### (2) 要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

平成29年の水防法改正に伴い、浸水想定区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）においては、酒々井町地域防災計画へ、名称や所在地を記載するとともに（水防法第15条）、当該施設利用



者の水害に対する円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、当該施設管理者等に避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている（水防法第15条の3）。

総務課及び関係各課は、施設管理者に対し、水害に関する情報の伝達方法を定めるとともに、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、積極的に支援を行う。

## 4 警戒避難体制の整備

### (1) 浸水被害に関する情報の収集

まちづくり課は、総務課と連携し、台風の接近及び豪雨等により浸水被害の発生が予測されるときは、随時パトロールを実施し、浸水被害発生の兆候を的確に把握する。また、平常時から過去に浸水被害の発生した地域を巡視することにより、状況把握に努める。

### (2) 避難勧告等の発令体制の整備

総務課は、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域に指定された地域への洪水予報等の情報伝達については、円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を定め、避難勧告等の発令体制の整備を図る。また、内水氾濫のおそれがある場合についても、避難勧告等の発令対象とすることを検討する。

#### ア 伝達手段

防災情報の伝達に当たっては、防災行政無線（しすいメール配信サービス）、エリアメール、緊急速報メール、広報車等を用いて、避難勧告等の防災情報を伝達に努める。

#### イ 避難勧告等の判断基準

避難勧告等の発令については、災害発生が想定される時点での確に発令できるよう、河川水位や雨量等による定量的でわかりやすい判断基準を設定する。

#### ウ 避難勧告等の対象区域の指定

避難勧告等の伝達は、河川の洪水浸水想定区域及び内水氾濫の実績に基づき、あらかじめ伝達対象とする区域を具体的に設定する。

#### エ 要配慮者への適切な情報伝達

要配慮者利用施設は、浸水想定区域内に存在する施設の現況を把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。

## 5 道路の災害防止

まちづくり課は、町道における側溝等の雨水排水施設の設置、点検、補修等を行い、災害の予防及び拡大防止に努める。

## 6 農作物の水害予防対策

経済環境課は、県及び成田市農業協同組合等の関係機関と連携して、農作物の水害防止対策について指導し、被害の軽減を図る。

## 第9節 風害の予防

台風や冬季の季節風、その他、突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等の突風による風害について、住民への注意喚起を行うとともに、人的被害、住家等建物被害、農作物被害等を最小限にするための対策を講じる。

| 項目                | 担当部署            |
|-------------------|-----------------|
| 1 台風・竜巻等に関する知識の普及 | 総務課             |
| 2 農作物等の風害防止対策     | 経済環境課           |
| 3 電力施設の風害防止対策     | 東京電力パワーグリッド株式会社 |
| 4 通信施設の風害防止対策     | 東日本電信電話株式会社     |

### 1 台風・竜巻等に関する知識の普及

総務課は、県と連携し、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、普及・啓発を図る。普及・啓発の内容は、次のとおりである。

#### (1) 気象情報の確認

住民は、気象庁が発表する警報や注意報、気象情報等を、平常時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛ける。竜巻等の激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。また、短時間毎の発生の可能性を表す「竜巻発生確度ナウキャスト」も気象庁から発表される。気象情報等の内容は、次のとおりである。

#### ■気象情報等の種類

| 気象情報等              | 内 容   |
|--------------------|---|
| 予 告 的 な<br>気 象 情 報 | 低気圧の発達等により災害に結びつく気象現象が予想される場合、24 時間から2～3日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。竜巻等の激しい突風の発生が予想される場合は、「竜巻等の激しい突風」と明記して注意を呼びかける。                   |
| 雷 注 意 報            | 積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風等）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。竜巻等の激しい突風の発生が予想される場合は、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。  |
| 竜巻注意情報             | 気象ドップラーレーダーの観測等から、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合は、竜巻注意情報を再度発表する。                 |
| 竜巻発生確度<br>ナウキャスト   | 気象ドップラーレーダーの観測等を利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その1時間後までを予測する。平常時を含めて常時10分ごとに発表される。発生確度は「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。 |

## (2) 身を守るための知識の普及・啓発

総務課は、台風等による気象災害から身を守るための知識として、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること、また、避難する時間が少ない竜巻等の場合は、頑丈な建物内に移動すること等、安全を確保するための知識を普及・啓発する。

## 2 農作物等の風害防止対策

経済環境課は、成田市農業協同組合等の関係団体と連携し、農作物の風害防止対策を行い、被害の軽減を図る。また、降ひょう等の被害対策に努める。

## 3 電力施設の風害防止対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、送電設備、配電設備とも風圧荷重は「電気設備の技術基準」の各該当項目により設計している。

## 4 通信施設の風害防止対策

東日本電信電話株式会社は、次の対策を講じている。

- 局外設備は、過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。
- 局内設備は、風害時の停電による通信機器用電源の確保については、予備エンジン等により実施する。
- 空中線は、無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は鋼構造物設計基準による。

## 第10節 雪害の予防

県内では、平成26年2月8日～9日まで、同月14日～15日までにかけての大量の降雪により、9日に千葉市で33cmと観測史上最大の積雪を記録した。周辺市町においては交通障害が発生し、農業施設では甚大な被害が発生する等、これまでにない規模の雪害が発生した。

こうした被害を防止するため、町は、道路の除雪体制を整備するとともに、農業被害防止のための対策を講じる。インフラ事業者においては、施設の雪害防止対策を推進する。

| 項目            | 担当部署            |
|---------------|-----------------|
| 1 道路の雪害防止対策   | まちづくり課          |
| 2 農作物等の雪害防止対策 | 経済環境課           |
| 3 電力施設の雪害防止対策 | 東京電力パワーグリッド株式会社 |
| 4 通信施設の雪害防止対策 | 東日本電信電話株式会社     |

### 1 道路の雪害防止対策

まちづくり課は、車道の除雪を、建設業者等の関係業者との協定に基づき、建設機械等を使用して実施する。歩道や細街路等については、自治会、自主防災組織等の協力を得る。

まちづくり課は、降雪による路面凍結が予想される場合に、交通事故を防止するため、管理する道路に砂や路面凍結防止剤等を散布する等の体制を確保する。

### 2 農作物等の雪害防止対策

経済環境課は、成田市農業協同組合等の関係団体と連携し、農作物の雪害防止対策を行い、被害の軽減を図る。

### 3 電力施設の雪害防止対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、送電線設備、配電線設備とも、電線への着雪防止対策等を実施する。

### 4 通信施設の雪害防止対策

東日本電信電話株式会社は、風害防止対策に準じて通信線路設備対策及び局内設備対策を実施する。

## 第11節 備蓄・調達計画

大規模災害が発生した直後の住民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達等供給体制の整備を行う。

なお、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄及び調達については、要配慮者や避難所生活に配慮した品目を補充していく。

| 項目        | 担当部署     |
|-----------|----------|
| 1 備蓄体制の整備 | 総務課、関係各課 |
| 2 輸送体制の整備 | 総務課      |

### 1 備蓄体制の整備

#### (1) 公的備蓄

総務課は、防災アセスメントの結果から備蓄目標を設定し、備蓄に努める。

備蓄品は、生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品などの物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。備蓄物資の選定に際しては、地域特性、要配慮者、女性の避難生活、ムスリム等の外国人向けの食料等に配慮する。

また、備蓄物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置等を勘案した分散備蓄にも配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなどの体制の整備に努める。

町は、「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本方針」（平成24年8月、千葉県）、「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」（平成24年、千葉県）、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成29年6月、中央防災会議）を参考に、次の備蓄目標を設定する。

#### ■備蓄目標の設定

○備蓄は20,000食を目標とする。

○考え方

- ・ 県の考え方にに基づき、発災後3日間分は備蓄で対応し、そのうちの3割を自助、残り7割を町で分担する。1日分は3食と想定する。
- ・ 対象となる避難者は、1日後2,757人、2日後2,173人、3日後1,589人とする。（酒々井町アセスメント調査結果に基づく。）
- ・ 帰宅困難者分として350人分（一時滞在施設の収容人数）の1食を備蓄する。
- ・ 以上により備蓄目標は次のとおりとする。

$(2,757人 + 2,173人 + 1,589人) \times 3食 + 350食 = 20,000食$

#### (2) 事業者との協定締結

消費期限が短い等の備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資及び発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努める。

総務課及び関係各課は、町内事業者との協定締結を促進し、物資の確保に努める。

また、災害時に積極的な協力を得られるよう、平常時からの連携強化に努める。

### (3) 県との情報の共有

県は、市町村の備蓄を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、中央防災センターを含めて県下11箇所分散して物資等を備蓄している。

総務課は、「千葉県防災情報システム」の中の「物資管理情報システム」により備蓄情報を共有する。

### (4) 備蓄倉庫の整備

総務課は、災害時の避難場所となる小・中学校等に資機材のほか食料等を確保するための防災備蓄倉庫の整備を図る。

### (5) 備蓄意識の啓発

総務課は、各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、家庭等における3日以上分の食料や飲料水、生活必需品を備蓄することなど、防災関連行事やパンフレットの配布等を通じ、備蓄意識の普及啓発を推進する。

そのほか、次の点に留意し、備蓄意識を啓発する。

- 高齢者、乳幼児、障害者等の家族がいる家庭では、必要とする医薬品、ミルク、哺乳瓶等の資機材の確保に努める。
- 食物アレルギーの家族をもつ家庭では、それに対応した食料品の備蓄を行う。
- 食料等に宗教的配慮が必要な家族がいる家庭や事業所等では、それに対応した食料品の備蓄を行う。
- 日常的に備蓄した食料を食し、不足したら備蓄食料を買い足すという行為を繰り返し、常に新しい食料を備蓄する方法（ローリングストック法）による備蓄を行う。

## 2 輸送体制の整備

総務課は、中央台公園等に搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給するために、物資の集積拠点を選定し、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等について民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

## 第12節 避難体制の整備

災害の発生に伴い、住民の安全を確保し、避難者を一時収容するため、あらかじめ安全な施設や避難のための道路を確保しておく必要がある。

そのため、町は、地震被害や浸水被害に対応可能な施設を、指定避難所及び指定緊急避難場所として指定するとともに避難路についても調査、選定を行う。

| 項目          | 担当部署                     |
|-------------|--------------------------|
| 1 避難所等の指定   | 総務課                      |
| 2 避難所の整備    | 総務課、関係各課                 |
| 3 避難路の整備    | 総務課、まちづくり課               |
| 4 避難誘導體制の整備 | 総務課                      |
| 5 施設管理体制の整備 | 総務課、関係各課、中央公民館、プリミエール酒々井 |

### 1 避難所等の指定

町は、小学校、中学校や公園等を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定している。総務課は、今後、人口分布や避難所周辺の防災的環境の変化に応じて「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領」（昭和48年8月、千葉県）の選定基準を参考に、適切な施設に対して新たな避難所等の指定を行う。

総務課は、災害時に被災者が安全に避難場所に避難できるよう、広報紙、防災マップ、町ホームページ等による広報活動とともに、地域防災訓練等を通じて周知を行う。

【資料4-3】『避難施設一覧』参照

### 2 避難所の整備

総務課及び施設を所管する関係各課は、避難所に指定した施設について、「災害時における避難所運営の手引き」（平成29年7月、千葉県）等により、次の整備を図る。

- 避難所に指定した建物については、必要に応じ換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- 救護所、貯水槽、井戸、通信機器等施設・設備の整備に努める。
- 避難所となる施設に、共同生活が困難な要配慮者のため、福祉避難室として利用するスペースの確保に努める。
- 高齢者、障害者等の要配慮者に対応するため、健康福祉課と調整を図り、福祉避難所の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。
- 被災者のプライバシー・安全の確保、女性への配慮、ペット対策に必要な設備等の整備を検討する。
- 避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガス等の非常用燃料の確保等に努める。
- 避難所ごとに避難所運営マニュアルを策定し、平時から自主防災組織等を主体とした避難所運営体制の構築に努める。



### 3 避難路の整備

総務課及びまちづくり課は、災害時において住民が安全に避難できるよう道路、避難経路等の整備に努めるとともに、安全性の点検及び安全対策の促進に努める。

- 避難路として、町道 1B-111 号線等の整備を促進する。
- 広い幅員を確保し、歩道を整備する。
- 危険な重量塀・ブロック塀の倒壊、看板等の落下物の安全対策、除去等に努め、避難路沿道の安全化の促進を図る。

### 4 避難誘導体制の整備

総務課は、災害時に避難行動を安全に行うため、地域住民、防災関係機関との避難時の連絡系統等の確立に取り組み、安全な避難誘導体制を整備する。

- 住民や観光客等への避難情報の連絡体制を検討する。
- 安全な避難誘導のため、警察等防災関係機関との応援協力体制を確立する。
- 避難誘導方法について広報・防災訓練等を通じて住民に周知する。

### 5 施設管理体制の整備

総務課及び避難所の開設・運営を所掌する課等は、災害時の避難所の開設及び運営を円滑に行うために必要な以下の事項について検討し、体制整備に努める。

- 門・建物の鍵等の管理及び運用方法について明確化し、施設管理体制を整備する。
- 関係各課は、避難所開設・運営を担う避難所担当職員をあらかじめ選定し、避難所担当職員は、避難所の開設の方法（鍵等の保管場所、運用方法等）を習熟する。
- 避難者カード等避難所運営に必要な書類を整理する。

【資料 4-9】 『避難者カード』 参照

【資料 4-10】 『避難者名簿』 参照

【資料 4-11】 『在宅被災者名簿』 参照

【資料 4-12】 『避難所運営記録』 参照

【資料 4-13】 『ペット登録台帳』 参照

【資料 4-14】 『物品の受払簿』 参照

## 第13節 要配慮者の安全確保のための体制整備

近年発生した災害では、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦及び外国人等の、いわゆる要配慮者が犠牲になるケースが多い。

このため、要配慮者を対象とした各種予防対策を実施し、災害時の安全確保を図る。

| 項目                | 担当部署                  |
|-------------------|-----------------------|
| 1 要配慮者の支援体制の整備    | 健康福祉課、総務課             |
| 2 避難行動要支援者に対する対応  | 健康福祉課、酒々井町社会福祉協議会、総務課 |
| 3 要配慮者全般に対する対応    | 健康福祉課、総務課、消防組合        |
| 4 社会福祉施設等における防災対策 | 社会福祉施設管理者             |
| 5 外国人への対応         | 総務課                   |

### 1 要配慮者の支援体制の整備

国の作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月、内閣府）や県の作成した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」（平成28年3月、千葉県）を参考とし、「ともに支え合い助け合う地域の手」酒々井町避難行動要支援者名簿登録制度実施要綱に基づき、避難行動要支援者の登録、避難支援プランを作成し、情報伝達、避難誘導等、地域社会全体の支援に努める。

なお、体制づくりにあたっては、平常時から要配慮者と接している酒々井町社会福祉協議会、民生委員児童委員、酒々井町地域包括支援センター・ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努め、可能な限り女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けることに留意する。

### 2 避難行動要支援者に対する対応

#### (1) 要配慮者の把握

「ともに支え合い助け合う地域の手」酒々井町避難行動要支援者名簿登録制度実施要綱に基づき、要配慮者本人又は家族からの同意を得て、避難行動要支援者名簿を作成する（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）。

なお、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者に関しても、可能な限りその把握に努める。

【資料1-7】『「ともに支え合い助け合う地域の手」酒々井町避難行動要支援者名簿登録制度実施要綱』参照

#### (2) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿に掲載する対象者は、次のとおりである。健康福祉課は、把握している要配慮者の情報を集約する。

■避難行動要支援者名簿掲載の対象者

- 75歳以上のひとり暮らしの者
- 75歳以上の高齢者のみの世帯の者
- 要介護認定者
- 身体障害者
- 知的障害者
- 精神障害者
- 妊産婦及び乳幼児
- 難病患者
- 日本語に不慣れな在住外国人
- その他支援が必要と思われる者

(3) 情報の管理

避難行動要支援者の所在情報は、最新の情報を把握し、内容の更新に努めるとともに、情報の開示内容、開示先、開示時期などを決定する。情報は、データベース化やGIS化などを進めるが、電源喪失を考慮して紙での情報管理を基本とする。

また、個人情報保護の観点からデータ流出の防止等、情報の適切な管理を行う。

(4) 支援体制の整備

避難支援等関係者は、警察、消防組合、酒々井町社会福祉協議会、酒々井町地域包括支援センター、民生委員児童委員、消防団、自治会、自主防災組織等とし、地域社会全体で避難行動要支援者の支援に努める。

また、避難行動要支援者名簿掲載の対象者一人ひとりの情報や避難方法、留意事項等を取りまとめた個別計画の作成に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れる等、避難行動要支援者への支援体制の中に女性が行う支援についても位置付ける。

3 要配慮者全般に対する対応

(1) 防災設備等の整備

消防組合は、一人暮らしや、寝たきり高齢者・障害者等の安全を確保するため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

(2) 避難施設等の整備

総務課及び健康福祉課は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成28年4月、内閣府）、「災害時における避難所運営の手引き」（平成29年7月、千葉県）を参考とし、避難生活に必要な資機材等の避難施設等への配備、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

■ 避難施設等の整備項目

- トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品の整備
- 児童遊具、ミルク、ほ乳びん等の乳幼児備品及び授乳に配慮するための設備
- 避難所施設内におけるバリアフリーの検討
- 避難所施設内におけるプライバシーの保護方法等の検討

(3) 福祉避難所の確保

総務課及び健康福祉課は、一般の避難所での生活が困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所を確保するため、町の管理する公共施設の福祉避難所の指定及び社会福祉法人等との福祉避難所の指定に係る協定締結に努める。

また、平常時から協定締結施設との間で要配慮者の受入れや運営方法について協議し、災害時の活動体制の整備に努める。

(4) 要配慮者への支援のための専門家の確保

保健師、介護福祉士、社会福祉士、手話通訳者、語学通訳者等の医療、保健、福祉等の専門家を確保し、リスト化に努めるとともに、災害時の役割について事前に協議する。

(5) 防災知識の普及、防災訓練の実施

健康福祉課及び総務課は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

(6) 避難指示等の情報伝達

健康福祉課は、要配慮者について、その状態に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、避難支援等関係者と連携を図り、速やかに巡回等により避難指示等の周知を図る。

(7) 在宅避難者等への支援

健康福祉課は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、印旛健康福祉センター、酒々井町社会福祉協議会、酒々井町地域包括支援センターなどの地域のネットワークによる取組みを進める。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、補助電源の準備や停電時の入院受け入れ等について、主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

## 4 社会福祉施設等における防災対策

### (1) 施設の安全対策

社会福祉施設管理者は、施設の耐震化等、災害に対する安全性の向上に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の確保や施設入居者の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

### (2) 組織体制の整備

社会福祉施設管理者は、消防署の指導などを受け、防火管理者等を中心として防災組織を整え職員の任務分担、動員網、緊急連絡体制等を明確にするなど、防災組織体制の整備や災害応急計画の作成を行う。

また、町との連携のもと、日頃から近隣住民及び自主防災組織等とのつながりを深め、入通所者の実態等に応じた支援・協力が得られるよう体制づくりに努める。

### (3) 施設の防災計画の作成

社会福祉施設管理者は、災害時における業務の内容、動員計画、施設職員の役割分担、県への報告等を盛り込んだ防災計画を作成する。

### (4) 防災学習・防災訓練の充実

社会福祉施設管理者は、職員や入通所者に対し、災害に関する知識や災害時にとるべき行動について、理解や関心を高めるための実践的な学習と防災訓練を定期的に行う。

## 5 外国人への対応

総務課は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「要配慮者」と位置づけ、多言語による広報の充実を図るとともに、通訳派遣等に関してボランティア団体との連携等を行う。また、避難場所標識の多言語化、外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施に努める。

## 第14節 帰宅困難者・滞留者対策

町は、帰宅困難者・滞留者に対応するため、地域の安全確保、事業者・学校等への一時待機用食料等の備蓄の啓発等の対策を実施する。県は、複数市町村にまたがる事項や広域に及ぶ対策を実施し、企業等の民間事業者や住民は、自助を基本としつつ、共助の取組にも努める。

なお、台風等による風水害の場合は、気象予報等により災害の危険性をあらかじめ予測でき、事業所等においても早期帰宅や休業等の対策が想定され、大規模地震時よりも影響は少ないと考えられるが、長時間にわたって交通が途絶した場合等には、帰宅困難者・滞留者の発生は避けられないことから、大規模地震時に準じた体制整備を図る。

| 項目           | 担当部署      |
|--------------|-----------|
| 1 一斉帰宅の抑制    | 総務課、事業者等  |
| 2 帰宅困難者の安全確保 | 総務課、事業者等  |
| 3 帰宅支援対策     | 総務課、健康福祉課 |

### 1 一斉帰宅の抑制

#### (1) 基本原則の周知・徹底

総務課は、地震発生直後の一斉帰宅行動の抑制のため「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底をリーフレットやホームページ等で普及啓発する。

また、企業、大規模集客施設、学校等に対し、来場者、従業員、教職員・児童生徒等を一定期間収容するための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄や家族を含めた安否確認等の体制整備や、各種訓練を実施するように要請する。

#### (2) 安否確認手段の普及・啓発

総務課は、災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板、災害用ブロードバンド伝言板(web177)、ツイッター・フェイスブック等の SNS、IP 電話など、通話に頼らない安否確認手段について、平常時からの体験・活用を通じて、災害発生時に利用してもらえるよう広報・啓発を行う。

また、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

#### (3) 情報連絡体制

総務課は、東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社と交通機関停止時の旅客の避難対応について協議を行う。

## 2 帰宅困難者の安全確保

### (1) 一時滞在施設の確保と周知

総務課は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定し、周知を図る。民間施設については、当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定することを検討する。

また、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

### (2) 大規模集客施設や駅における利用者保護の要請

総務課は、大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。

また、震災の発生時の適切な待機や誘導、平常時の訓練を行うよう要請する。

## 3 帰宅支援対策

### (1) 災害時帰宅支援ステーションの周知

総務課は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ホームページや広報紙等を活用した広報や各公共施設等へのチラシの配布等を実施する。

### (2) 搬送手段の確保

総務課及び健康福祉課は、障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関とともに臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行い、災害時の搬送手段を確保するよう努める。

## 第15節 大規模事故災害対策

本節は、町域において発生が懸念される大規模事故の予防対策について定める。

対象とする事故災害は、大規模火災、危険物等災害、航空機事故、鉄道事故、道路事故及び放射性物質事故とする。

| 項目            | 担当部署                     |
|---------------|--------------------------|
| 1 大規模火災対策     | 総務課、消防組合                 |
| 2 危険物等災害対策    | 総務課、消防組合、施設管理者           |
| 3 航空機事故災害対策   | 総務課、消防組合                 |
| 4 鉄道事故災害対策    | 総務課、東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社 |
| 5 道路事故災害対策    | まちづくり課、道路管理者             |
| 6 放射性物質事故災害対策 | 経済環境課、総務課、消防組合           |

### 1 大規模火災対策

大規模火災に関する予防対策は、「本章 第6節 1 地震火災の予防」及び「本章 第6節 2 防災まちづくり」を準用する。

### 2 危険物等災害対策

#### (1) 予防査察

消防組合は、消防法その他法令に基づいて、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査を行い、法令に定める基準に不適合な場合は、改修、移転等危険物の規制を実施する。

#### (2) 事業所防災対策の強化

消防組合は、危険物施設の管理者等に対し、危険物保安監督者・危険物保安統括管理者・危険物施設保安員の選任、防災組織の確立、消防用設備等の設置、防災訓練等を指導する。各危険物施設は、防災組織を確立し情報連絡や緊急動員等に備えた体制を確立する。また、従業員の保安教育や防災訓練を行い、応急措置等の習熟に努める。

#### (3) 消防体制の強化

消防組合は、危険物の性質、数量等を把握し、事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、危険物取扱職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策について教育を行う。



### 3 航空機事故災害対策

総務課及び消防組合は、関係機関とともに、航空機災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

また、災害発生時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

### 4 鉄道事故災害対策

総務課、東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社及び関係機関は、鉄道災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

### 5 道路事故災害対策

#### (1) 危険箇所の把握・改修

まちづくり課及び各道路管理者は、道路事故災害の発生するおそれのある箇所を把握し、改修工事等を順次行うとともに、異常気象時においては緊急パトロール等を実施し監視体制を強化する。また、被災した施設の早期復旧を図るため応急復旧用資機材の保有に努める。

#### (2) 危険物積載車の災害予防

輸送事業者は、法令の定めるところにより防除資機材を携帯するとともに、危険物の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を、携帯する。

### 6 放射性物質事故災害対策

#### (1) 放射性物質取扱施設の把握

消防組合は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

#### (2) 応急活動体制の整備

総務課は、職員の非常参集体制、防災関係機関との連携体制、広域応援体制を整備する。

総務課は、県と連携し、国、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

### (3) 放射線モニタリング体制の整備

経済環境課は、緊急時における放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器及び検出器等を整備する。

### (4) 退避誘導體制の整備

総務課は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導體制の整備に努める。